

空き家対策について



高久 一伸

質問

空き家等対策を推進する
条例の制定は

町 必要に応じて調査・研究する

問 町の実情を踏まえた上で、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家特措法）に基づき重要な施策として、空き家等対策の推進に関する条例を制定する考えは。

答 平成27年12月に指導及び必要な措置に係わる手続を定める「町特定空き家等処理要綱」を準備した。これらの法令等の運用で空き家への対応が可能と考えている。特定空き家の除却にも対応していきたい。その中で、空家特措法の手続を超える条例の制定については調査・研究をしていきたい。

問 所有者不明土地に対する施策は。

答 「所有者がわからない土地を地域に役立つ土地に変えていく」という国の方針がある。農業においても圃場整備事業などで所在不明土地も含められるようになっていく。道路工事・地籍調査および農業も含め活用できる手法については積極的に取り組んでいきたい。

問 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく施策は。

答 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に関連して、来年度から森林環境譲与税事業を取り入れて、

問 所有者不明土地は地籍調査や道路改良事業など公共事業の進捗にかなり大きな影響が出る。今後国から詳しい施策・手法が発表されたならば、有効に活用していきたい。

答 所有者不明土地は地籍調査や道路改良事業など公共事業の進捗にかなり大きな影響が出る。今後国から詳しい施策・手法が発表されたならば、有効に活用していきたい。

問 所有者不明土地に対する施策は。

答 「所有者がわからない土地を地域に役立つ土地に変えていく」という国の方針がある。農業においても圃場整備事業などで所在不明土地も含められるようになっていく。道路工事・地籍調査および農業も含め活用できる手法については積極的に取り組んでいきたい。

問 所有者不明土地に対する施策は。

答 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に関連して、来年度から森林環境譲与税事業を取り入れて、

新たな事業が国で創設される。森林においても所有者が確認できないような実態も出てきているので、そのような事業も有効に活用していきたい。

※1 森林環境譲与税
地球温暖化防止や国土保全のために、森林を整備・管理する財源とする税（森林環境税）を、地方自治体へ配分するもの。森林環境税は平成36年度から課税されるが、森林環境譲与税は借入を原資として平成31年度から開始される。



←一般質問の映像はこちらから



※「地域防災計画について」などの質問もしています。